

会派名

志翔会

支出調書

代表者	経理責任者	起案者
		

区分	事由	費目				金額		小計
1	調査研究費	行政調査旅費 (京都市役所・高槻市役所) (4/16 ~ 4/17)	交通費	旅費	228,840	自動車燃料費		228,840
			資料作成費	調査委託費		振込料		
2	研修費		会場費	講師謝金		出席者負担金・会費		
			交通費	旅費		自動車燃料費		
			資料作成費	食糧費		振込料		
3	広報費		会場費	交通費		自動車燃料費		
			資料作成費	広報誌 (紙)		報告書等印刷費		
			送料 (折込料含む)	ウェブページ掲載代		茶菓子代		
			振込料					
4	広聴費		会場費	交通費		自動車燃料費		
			資料作成費	茶菓子代		振込料		
5	要請・陳情活動費		交通費	旅費		自動車燃料費		
			資料作成費	振込料				
6	会議費		会場費	交通費		自動車燃料費		
			資料作成費	振込料				
7	資料作成費		印刷製本費	翻訳料		筆耕料		
			振込料					
8	資料購入費		法規追録代	参考図書代		新聞雑誌等購読料		
			有料データベース等利用料	振込料				
9	人件費		賃金	社会保険料等		振込料		
10	事務所費		備品購入費	事務機器等リース代		消耗品等事務費		
			印刷代	振込料		配送手数料		
11	通信運搬・自動車燃料費		電話料等 (按分)	郵便料等		自動車燃料費 (按分)		
			その他					
使用者	大木 進 	支出年月日	平成30年 4月12日	現金出納簿 支出細目	/	合計		228,840 円

出張（調査等）申請書兼旅費請求書

支出番号 /

会 派 会 長 様

申請代表者氏名 大 木 進 

下記の用務により出張（調査等）したいので申請するとともに、旅費を請求いたします。

記

請求金額	228,840円 (1人あたり 76,280円) ※別紙、旅費計算書のとおり	
目的	行政調査	
用務先	① 京都市役所 ② 高槻市役所	
内容	① 子どもの居場所づくりの取組について ② 自転車まちづくり向上計画について	
期間	平成30年 4月16日 ~ 4月17日 (1泊2日)	
行程	別紙の通り	
出張(調査等)者 氏 名	・ 諸越 裕	・
	・ 大木 進	・
	・ 佐藤栄作	・
		・
		・
特記事項		

上記のとおり出張（調査等）を許可します。

会 派 会 長	経 理 責 任 者		受 理 日	平成30年4月12日
			許 可 日	平成30年4月12日
			支 出 日	平成30年4月12日

上記金額を受領しました。

平成30年 4月12日

申請代表者氏名 大 木 進 

行政調査旅費計算書

会 派 名 : 志翔会

参加議員 : 諸越裕、大木進、佐藤栄作

日 程 : 平成30年4月16日(月) - 17日(火)

行 先 : 京都市役所(京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488)
高槻市役所(大阪府高槻市桃園町2番1号)

4月16日	郡山	東	京	烏丸	京	烏丸	京	高
	やまびこ 122号 226.7	のぞみ 217号 513.6	京都市営 烏丸線 2.7	京都市営 東西線 0.9	京都市役所前 駅	京都市営 東西線 0.9	京都市営 烏丸線 2.7	JR 京都線 21.6
	駅	駅	駅	駅		駅	駅	駅
運賃	10,800		※1			※1		※2
急行料金	3,680	4,870※3						
グリーン	3,090	5,300						
実費								0

※1 日当(交通雑費)で対応(260円×2=520円)

※2 郡山-高槻で運賃計算

※3 ひかりの料金で計算

4月17日	高	京	東	郡				
	JR 京都線 21.6	ひかり 470号 513.6	やまびこ 149号 226.7	山				
	駅	駅	駅	駅				
運賃	10,800							10,800
急行料金		4,870	3,680					8,550
グリーン		5,300	3,090					8,390
実費								0

交通費	55,480		55,480	
日当	3,000 ×	2日 =	6,000	
宿泊費	14,800 ×	1泊 =	14,800	
合計			76,280 円	× 3名 = 228,840 円

平成30年度 志翔会行政調査行程表

1 行程

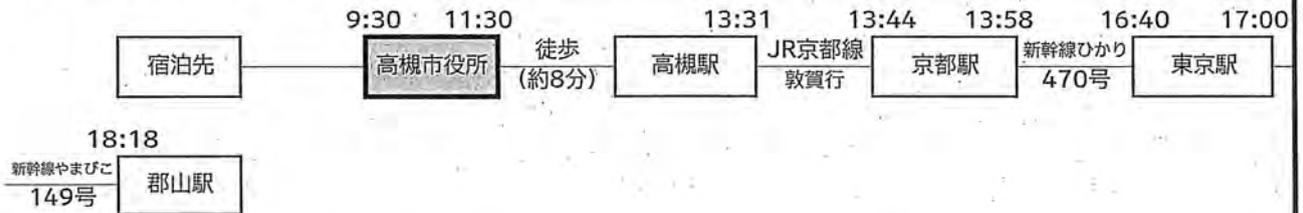
□ 1日目：平成30年4月16日（月）

京都市：子どもの居場所づくりの取組みについて



□ 2日目：平成30年4月17日（火）

高槻市：自転車まちづくり向上計画について



2 調査者

3名

諸越 裕 議員
大木 進 議員
佐藤 栄作 議員

3 調査項目

- (1) 平成30年4月16日（月）13:00～15:00
京都市役所
・子どもの居場所づくりの取組みについて
- (2) 平成30年4月17日（火）9:30～11:30
高槻市役所
・自転車まちづくり向上計画について

4 連絡先

- 京都市会事務局（担当：榎木様）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
TEL 075-222-3700
- 高槻市議会事務局（担当：迫沼様）
〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号
TEL 072-674-7212

5 その他

出張（調査等）報告書兼旅費精算書

支出番号 /

会 派 会 長 様

下記のとおり出張（調査等）したので報告するとともに、受領した旅費を精算（返納）いたします。

出張（調査等）議員名

・諸越 裕		・	印
・大木 進		・	印
・佐藤栄作		・	印
	印	・	印
	印	・	印
	印	・	印

記

期 間	平成30年4月16日 ～ 平成30年4月17日（ 1泊2日 ）				
目 的	行政調査				
用 務 先	京都市役所 高槻市役所				
行 程	別紙行程表のとおり				
内容及び成果	京都市：子どもの居場所づくりの取組について 高槻市：自転車まちづくり向上計画について 以下別紙のとおり				
費 精 算	受領額	228,840 円	精算額	228,840 円	返納額 0 円

上記のとおり出張（調査等）の内容を確認するとともに、精算を受けました。

会 派 会 長	経 理 責 任 者		受 理 日	平成30年4月27日
			確 認 日	平成30年4月27日
			精 算 日	平成30年4月27日

※添付書類：行程表、調査等先説明資料、要請・陳情書（写）、調査等先の名刺、写真、成果報告書他

平成30年度 志翔会行政調査行程表

1 行程

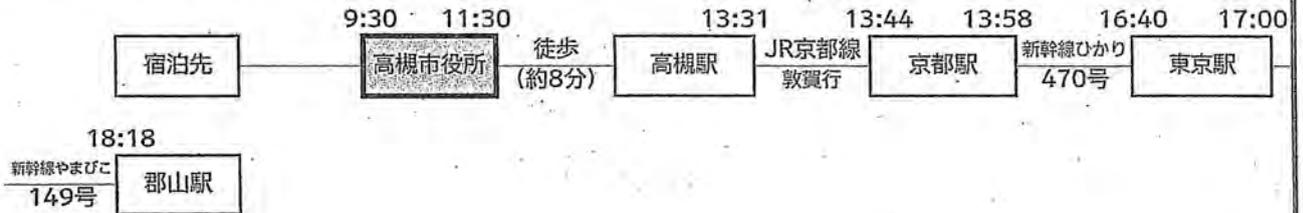
□ 1日目：平成30年4月16日（月）

京都市：子どもの居場所づくりの取組みについて



□ 2日目：平成30年4月17日（火）

高槻市：自転車まちづくり向上計画について



2 調査者

3名

諸越 裕 議員
大木 進 議員
佐藤 栄作 議員

3 調査項目

- (1) 平成30年4月16日（月）13:00～15:00
京都市役所
・子どもの居場所づくりの取組みについて
- (2) 平成30年4月17日（火）9:30～11:30
高槻市役所
・自転車まちづくり向上計画について

4 連絡先

- 京都市会事務局（担当：榎木様）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
TEL 075-222-3700
- 高槻市議会事務局（担当：迫沼様）
〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号
TEL 072-674-7212

5 その他

京都市

子どもの居場所づくりの取組について

京都市は、福祉や学校教育といった現場をはじめ、子育て支援ニーズ調査等により、子どもの生活に関する実態を把握し、施策を充実させてきた。平成27年1月には、京都市における子育て施策の総合計画である「京都市未来こどもはぐくみプラン」を策定し、その中で子どもの成長段階に応じた、切れ目のない、きめ細かな取組みをはじめ、支援を必要とする子どもやひとり親家庭等に対する施策を掲げ、取組を進めている。一人ひとりの子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう健やかな学び・育ちを保障していくことは重要な課題になっており、こうした認識のもと、これらの問題に取り組むため平成28年4月1日「貧困家庭の子ども・青少年プロジェクトチーム」を設置した。次代を担う子どもたちが健やかに育っていくための支援策を検討するためには、子どもが置かれている状態や家庭の「子育て力」の実態を的確かつ正確に把握することが必要であることから、調査をはじめとした、貧困家庭の子ども等の課題を浮かび上がらせるための実態把握を平成28年8月から実施した。無作為抽出による市民アンケート調査や関係団体、施設等ヒアリングの結果から京都市では、貧困等による困難を抱える子どもたちが放課後等における食事や学習などを通して、大人や地域とつながることで安心して過ごせる居場所づくりを進めることにより、子どもたちの孤立を防止し、健康や生活習慣の向上を図ることを目的に、「子どもの居場所づくり」に新たに取り組まれる団体等に対して、初期費用の一部を補助している。

現在取り組んでいる対象事業は15団体であり、食事を提供する事業を含む子どもの居場所づくりは11か所。学習習慣の定着や基礎的な学力向上等のために、自主学習を支援する事業を含む子どもの居場所づくりは9か所。子どもへの生活支援や社会体験の取組みなど、趣旨に合致する事業を含む子どもの居場所づくりは6か所（重複含）であり、京都市が認めるもの三項目に該当することを条件に対象経費の総額の2/3以内、上限10万円の支給である。それらの評価基準は「地域における子どもの居場所づくりへの貢献が期待できるか。事業を実施できる取組体制となっているか。実施について地域住民の理解を得ているか。団体規約・会則等を定め、通帳や帳簿等により金品管理が適切に行えるか。さらに事業計画は実施可能で妥当か。衛生管理や安全管理が配慮されているか。」等である。

このように、京都市では、保育園（所）、幼稚園、児童館とうの子育て支援施設の関係者、学校関係者、地域団体、NPO等が参画し、子どもを取り巻く現状や課題を共有するとともに、子育て支援を支え合う活動の実践主体ともなっていく、「子どもネットワーク」を全市レベル、行政区レベル、身近な地域レベルの3層で構築している。

本市においても行政等の専門機関同士で連携しながら地域団体・NPO、企業等とともに子どもの居場所づくりに向けてきめ細かな取組を展開していく必要があると考える。



行政調査：京都市役所

○子どもの居場所づくりの取組みについて <関係者御名刺>



京都市子ども若者はぐくみ局
子ども若者未来部 子ども家庭支援課

貧困家庭の子ども対策係長 野村和哉

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る
虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル3階

TEL：075-746-7625

FAX：075-251-1133



京都はぐくみ憲章



京都府コース
アクションプラン

京都市会事務局総務課



まだきち マタリーヌ
(市会マスコットキャラクター)

榎木明乃

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町 488 番地

TEL (075)222-3700 FAX (075)222-3713

E-mail : sikaisoumu@city.kyoto.lg.jp

京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する
実施計画（概要版）



京都市
CITY OF KYOTO



「京都市子どもの居場所づくりアドバイザー事業」 開始のお知らせ！！

京都市では、「子ども食堂」をはじめとした「子どもの居場所づくり」の取組が、より多くの地域で継続的に行われていくよう、「京都市子どもの居場所づくりアドバイザー事業」を開始します。

「子どもの居場所づくり」アドバイザー派遣事業とは???

「子ども食堂」や学習支援などの子どもの居場所づくり支援事業に関する立ち上げや運営についての相談支援や助言を実施します。



インターネットによる受付フォームや電話による相談支援のほか、状況に応じて、アドバイザーの現地派遣も行います。

期間

平成29年7月31日から
平成30年3月31日まで

派遣機関

NPO法人 山科醍醐こどものひろば
※京都市から当事業を委託しています。

対象

市内で居場所づくり支援事業に取り組まれている（又は取り組もうとされている）団体
※アドバイザー現地派遣は、主に事業開始から3年未満程度の団体が対象です。

お申し込み方法

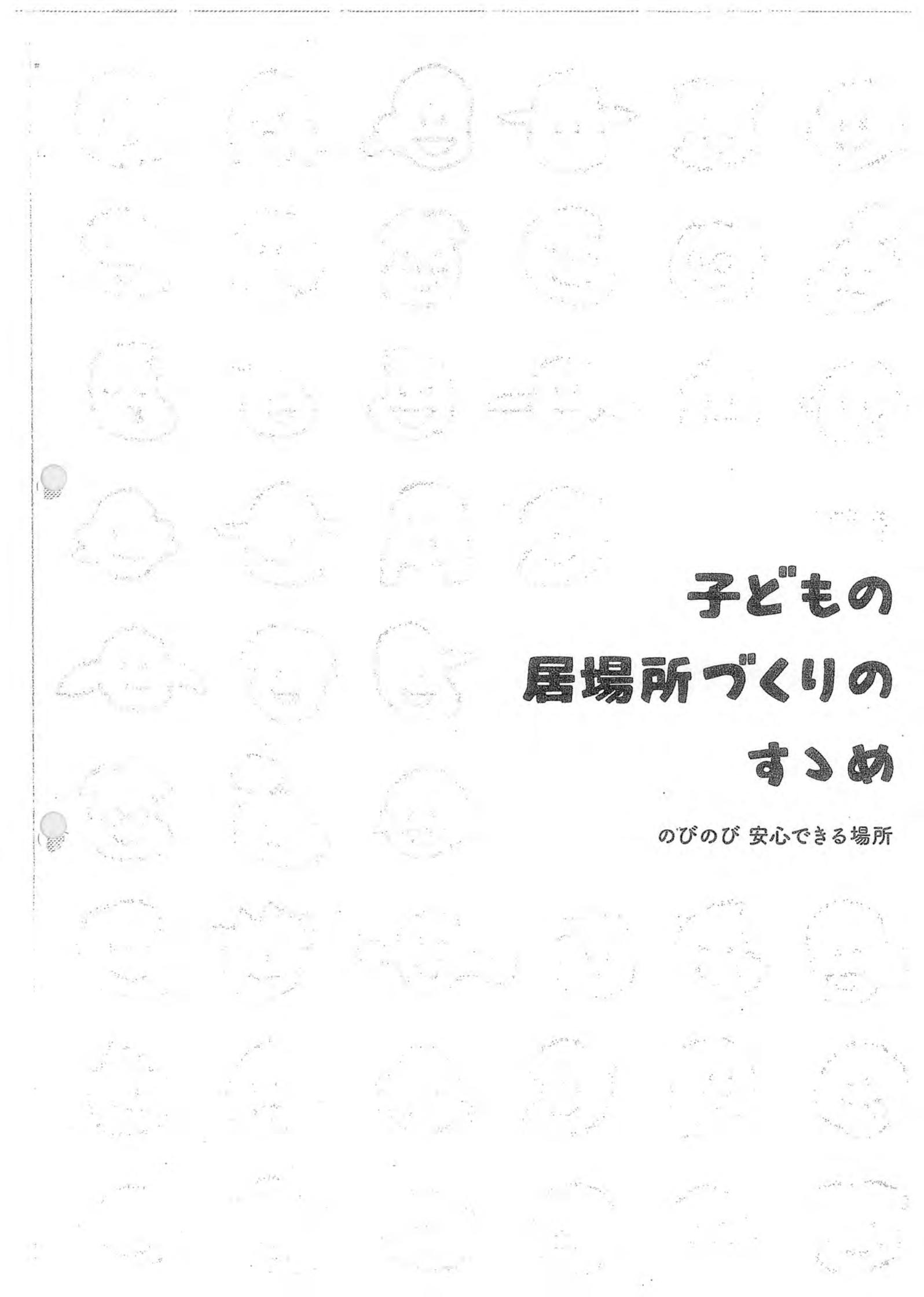
以下のホームページの相談受付フォームからお申し込みいただけます。電話での相談も受け付けておりますが、原則、相談受付フォームをご利用ください。

（相談受付フォーム）

<https://goo.gl/forms/7LBDFL7jpV4Xay163>

（電話による相談）

075-591-0877（平日13時～17時）



**子どもの
居場所づくりの
すゝめ**

のびのび 安心できる場所

報告書

高槻市：自転車まちづくり向上計画について

まず高槻市の自転車に係る現状として、高槻市は京都市・大阪市の中間に位置し、市域北側の地形は北摂連山に連なる丘陵地、南側は平野部を形成している。降水量は全国平均より少なく、自転車が利用しやすい気候となっている。地点別・路線別交通量は、JR高槻駅、阪急高槻市駅周辺及びJR摂津富田駅、阪急富田駅周辺を中心に自転車交通量が多く、通勤・通学時の自転車利用率は、高槻市が全国の政令指定都市及び中核市の中で第4位であり、全国的にも高い自転車利用率となっている。利用率が高い為、全交通事故に占める自転車関連事故の割合が非常に高く、自転車関連事故の発生状況は平成26年では35%と全国の割合に比べ高い。そこで、平成26年度に「高槻市自転車安全利用条例」を制定し平成27年10月施行、基本計画となる「たかつき自転車まちづくり向上計画」を策定した。また平成27年度には、実施計画となる「たかつき自転車まちづくり実行計画」を策定した。「高槻市自転車安全利用条例」のポイントとして、

- ① ヘルメットの着用→13条
- ② 保険への加入→14条
- ③ 左側に設置された歩道の通行→12条

自転車は「車両」の仲間。車両を運転しているという意識付け。

また16条では、市長は、市民等の理解と関心を深めるため、自転車安全利用の日を設け、自転車の安全な利用に関する取組みを行う。として、実際に街頭指導や保険相談会、講習会の開催等を行っている。

次に、自転車利用環境向上に向けた施策として、

ハード面→はしる (Passing) ～自転車通行空間整備～

とめる (Parking) ～駐輪環境整備～

ソフト面→まもる (Promise) ～ルール遵守・マナー向上～

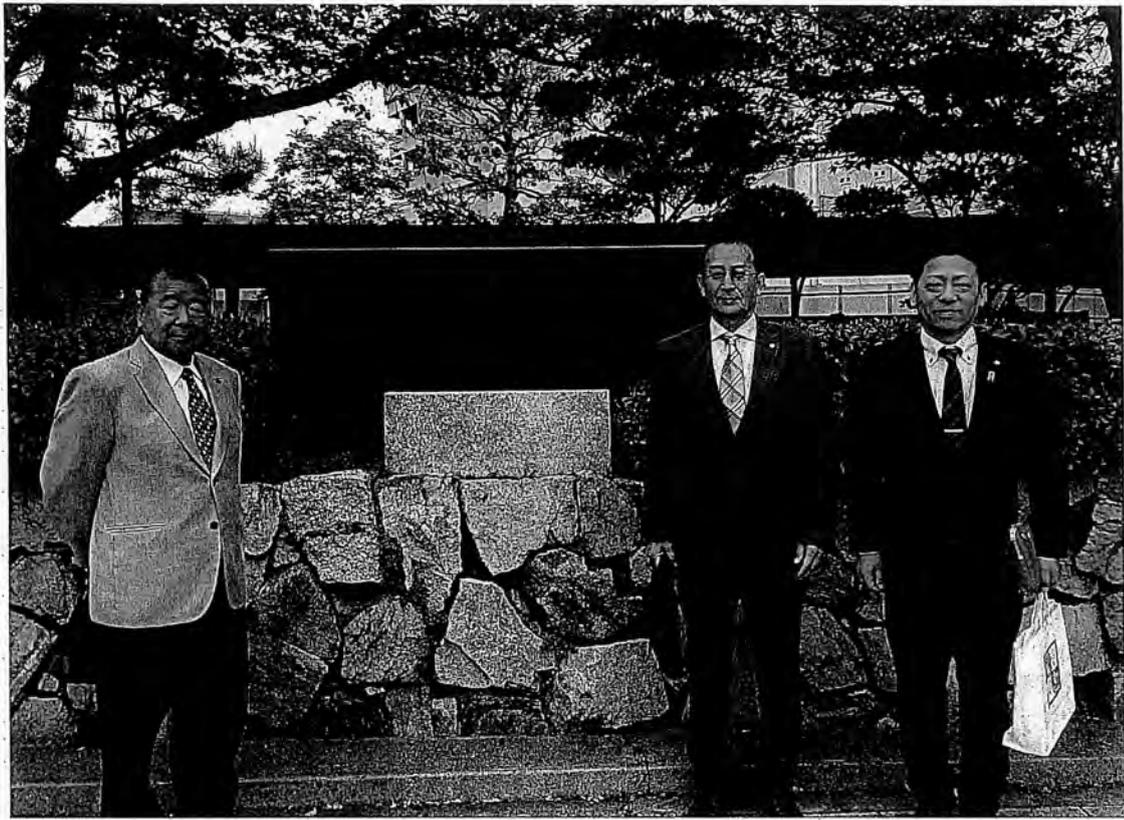
つかう (Promotion) ～自転車利用促進～

4つのPを基本方針として打ち出し、ハード面のはしる、ソフト面のまもる2つの特徴について説明があり、

ハード面のはしる施策の方向性として、安全で快適な自転車通行空間の整備、分かりやすい路面表示や看板の設置、自転車通行空間ネットワークの形成とし、各路線において自転車道、自転車専用通行帯、車道混在の3つに分けた形態で自転車通行空間の整備を行い、高槻警察と連携し周知・啓発チラシを作成し、街頭で配布及び自転車通行空間の周知看板を設置している。

ソフト面のまもる施策の方向性としては、利用者の年齢層に応じた交通安全教育活動の

充実、交通安全教育コンテンツの充実と人材育成、関係機関との連携によるルール・マナーの周知・啓発とし、利用者の年齢層に応じた交通安全教育活動の充実では、小、中学校、高校、保護者、高齢者などを対象に自転車交通安全教室や親と子の交通安全教室及び、PTA、自治会、高齢者、一般向けに出前講座を実施し、高槻現代劇場にて大規模な講習会を開催している。平成 27 年度から平成 29 年（平均）の間で自転車交通安全教室・講習会合計回数が 57 回で 9,016 人の市民が参加した。データとして、条例制定前後の比較で、制定前より制定後では自転車交通安全教室の実施回数と参加人数が、ともに 6 割以上増加し、事故件数と死傷者数が、ともに 2 割程度減少したとの事である。交通安全教育コンテンツの充実及び人材育成の取組みとしては、教育コンテンツの作成（HP・DVD・教本等）や交通安全教育指導者の育成、広報誌・ケーブルテレビを利用した広報・啓発を行っている。関係機関との連携によるルール・マナーの周知・啓発の取組みとしては、ヘルメットの着用及び保険加入促進に向けた啓発活動として保険相談会を開催し、「自転車安全利用の日」において市、警察、市民団体等と連携した街頭指導を実施している。また、平成 30 年 4 月現在 4 企業との高槻市自転車の安全利用に関する事業等連携協定を締結しているとの説明を受けた。所感としては、自転車利用率が高い自治体だからこそその条例制定だと感じたが、条例制定により市民の意識改革に繋がると同時に事故件数が減少するなどの効果が顕著に表れている点を鑑みると、条例を制定して終わりではなく条例に沿って実際に様々な取組みを実践しているからこそその結果だと思った。本市に置き換えてみると、高槻市とは違い地形的にアップダウンの多い土地柄自転車利用率が低い状況ではあるが、今後高齢者の自動車運転免許証返納者が増加することも予測され、自転車利用率が向上する可能性があることから、高槻市の取組みを参考とし自転車安全利用に係る施策も充実していかなければならないのではと感じた。



行政調査：高槻市役所

○自転車まちづくり向上計画について <関係者御名刺>



都市創造部 管理課

課長

田中 二郎

〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号
TEL: (072) 674-7532
FAX: (072) 674-3125
E-mail: tkanri-82@city.takatsuki.osaka.jp

あれもこれもが叶う街、高槻に住もう!

とっち。たかつき

裏面もぜひご覧ください。



都市創造部 管理課

課長代理

松浦 哲也

〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号
TEL: (072) 674-7532
FAX: (072) 674-3125
E-mail: tkanri-82@city.takatsuki.osaka.jp

あれもこれもが叶う街、高槻に住もう!

とっち。たかつき

裏面もぜひご覧ください。



都市創造部 管理課
交通安全啓発・施設チーム

副主幹 牧瀬 敬宏

〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号
TEL: (072) 674-7592
FAX: (072) 674-3125
E-mail: tkanri-82@city.takatsuki.osaka.jp

あれもこれもが叶う街、高槻に住もう!

とっち。たかつき

裏面もぜひご覧ください。



都市創造部 管理課

増田 瞬

〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号
TEL: (072) 674-7592
FAX: (072) 674-3125
E-mail: tkanri-82@city.takatsuki.osaka.jp

あれもこれもが叶う街、高槻に住もう!

とっち。たかつき

裏面もぜひご覧ください。

高槻市の自転車安全利用に係る施策について

(郡山市議会 志翔会)

平成30年4月17日
高槻市都市創造部管理課



1. 高槻市の自転車に係る現状
2. 高槻市自転車安全利用条例
3. 自転車利用環境向上に向けた施策

1. 高槻市の自転車に係る現状

1. 高槻市の自転車に係る現状

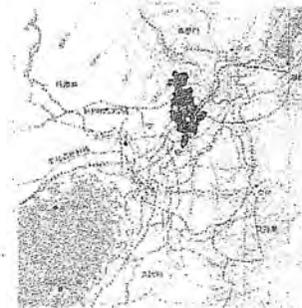


1. 高槻市の自転車に係る現状

■本市の概況

- ◇高槻市は京都市・大阪市の中間に位置している。
- ◇市域北側の地形は北摂連山に連なる丘陵地、南側は平野部を形成している。
- ◇降水量は全国平均より少なく、自転車が利用しやすい気候となっている。

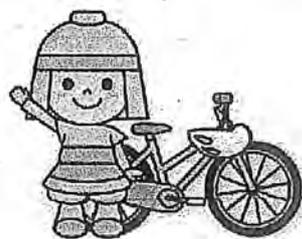
<高槻市の位置>



- ①面積:105.31平方キロメートル
- ②人口:353,231人
- ③世帯数:159,431世帯
- ④中核市:平成15年4月1日

※②、③は平成30年2月末時点の数値

たかつき自転車 まちづくり向上計画 【概要版】



別記第1号様式

会派名 志翔会

支出調書

代表者	経理責任者	起案者
		

区分	事由	費目金額				小計	
1	調査研究費	交通費		旅費		自動車燃料費	
		資料作成費		調査委託費		振込料	
2	研修費 地方議員研究会主催研修会受講代、旅費	会場費		講師謝金		出席者負担金・会費	30,000
		交通費		旅費	42,340	自動車燃料費	72,340
		資料作成費		食糧費		振込料	
3	広報費	会場費		交通費		自動車燃料費	
		資料作成費		広報誌(紙)		報告書等印刷費	
		送料(折込料含む)		ウェブページ掲載代		茶菓子代	
		振込料					
4	広聴費	会場費		交通費		自動車燃料費	
		資料作成費		茶菓子代		振込料	
5	要請・陳情活動費	交通費		旅費		自動車燃料費	
		資料作成費		振込料			
6	会議費	会場費		交通費		自動車燃料費	
		資料作成費		振込料			
7	資料作成費	印刷製本費		翻訳料		筆耕料	
		振込料					
8	資料購入費	法規追録代		参考図書代		新聞(日刊紙)購読料	
		雑誌等購読料		有料データベース等利用料		振込料	
9	人件費	賃金		社会保険料等		振込料	
10	事務所費	備品購入費		事務機器等リース代		消耗品等事務費	
		印刷代		振込料		配送手数料	
11	通信運搬・自動車燃料費	電話料等(按分)		郵便料等		自動車燃料費(按分)	
		その他					
使用者	森合 秀行	⑩ 支出年月日	H30年 5 月 21 日	現金出納簿 支出番号	3	合計	72,340 円

支出明細書兼支出証明書

支出番号 3

区 分				※該当する区分に○印	費 目 名
1 調査研究費	<input checked="" type="checkbox"/> 2 研修費	3 広報費	4 広聴費		出席者負担金・会費 ※該当する支出費目を記入
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費		
10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費(郵便料等)				
支出目的 (支出事由)	地方議員研究会主催研修会受講代				
内 容	教育行政基礎講座 水野達朗講師 ・「新たに始まった新教育委員会制度とは 現実論」(H30年5月10日 14時～16時半) ・「小中一貫教育の要点と解説」(H30年5月11日 10時～12時半)				
支出年月日	支 出 先		支 出 金 額		
H30年 5月10日	一般社団法人地方議員研究会		30,000円		
上記のとおり支出します。					
					議員氏名 森合 秀行 

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

領 収 証

森合秀行様 30年5月10日

★ ¥ 30,000 -

但 5/10 14:00~「新たに始まった新教育委員会制度とは 現実論」
 5/11 10:00~「小中一貫教育の要点と解説」
 2講座、研修会受講代として

上記正に領収いたしました



一般社団法人地方議員研究会
 〒532-0004
 大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639
 TEL 06 (7878) 6297

※複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付してください。

※欄内に貼付できない場合は、別記第11号様式「領収書等整理票」に貼付してください。

地方議員研究会

※当社類似名称を名乗る企業、団体から案内チラシが届くとの相談が寄せられておりますが、当社とは全く関係ございません。
テーマ、チラシレイアウト等も同じ悪質な団体もございますので、お間違いのないようにくれぐれもご注意ください。

教育行政基礎講座

文部科学省は、平成28年1月「一億総活躍社会の実現と地方創生の推進のため、学校と地域が一体となって地域創生に取り組めるよう、中央教育審議会の3つの答申^(※)の内容の具体化を強力に推進するべく、「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～を発表しました。

in
東京



(※)中央教育審議会答申(平成27年12月21日)

・新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について、

チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について、

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員産成コミュニティの構築に向けて～

5月10日 木

10:00～12:30

新たに始まった新教育委員会制度とは

議員として押さえておきたい
教育委員会の組織論

- ・教育委員会制度の歴史
- ・新教育委員会制度の解説
- ・教育委員会の現状と課題

14:00～16:30

新たに始まった新教育委員会制度とは

議員として押さえておきたい
教育委員会の現実論

- ・教育委員としての活動
- ・教育委員会改革の先行事例の解説
- ・人口流入を目指した教育改革を進めるには

講師紹介

みずの たつろう
水野 達朗

一般社団法人家庭教育支援センターベアレンツキャンプ代表理事、大阪府大東市教育委員、文部科学省「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」委員、文部科学省「家庭教育支援手法等に関する検討委員会」委員、文部科学省「家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会」委員、大阪府教育委員会「こころの再生百人衆」など

不登校の復学支援や予防・開発的な家庭教育支援を精力的に行っている。自治体対象の家庭教育支援プロジェクトなどの社会的支援や、国の家庭教育支援政策、家庭教育の重要性を啓発する講演会やセミナーなども行っている。著書に、「ころんでも立ち上られる子はあなたが育てる。」(牧歌舎2013年4月出版)、「無理して学校へ行かなくてもいい、は本当か」(PHP研究所2015年10月出版)など。

5月11日 金

10:00～12:30

「小中一貫教育」の要点と解説

最新議論! 未来を作る教育の
ための論点をおさえよう

- ・小中一貫教育の概要
- ・小中一貫教育の課題と展望
- ・小中一貫教育の先行事例と議会質問のポイント

14:00～16:30

「チーム学校」の要点と解説

最新議論! 未来を作る教育の
ための論点をおさえよう

- ・チーム学校の概要
- ・チーム学校の課題と展望
- ・チーム学校の先行事例と議会質問のポイント

↑ FAX 06-7878-6308 ↑

お申込みは ☎ FAX または ✉ メールにて

お申込み後、事務局から折り返し「受講確認書」を一両日中にFAXまたはメールにて送付します。
「受講確認書」に従って、事前に口座へお振込みください。

✉ メール申込み方法

mail@chihogiken.jp

☎ FAX申込み書

申込書に明記の上、FAXで06-7878-6308宛にお送りください。
参加される講座にチェックボックスへ☑チェックください。

	5月10日(木)	5月11日(金)
10:00 ~ 12:30	<input type="checkbox"/> 新たに始まった新教育委員会制度とは ~議員として押さえておきたい教育委員会の組織論~	<input type="checkbox"/> 「小中一貫教育」の要点と解説 ~最新議論!未来を作る教育のための論点をおさえよう~
14:00 ~ 16:30	<input type="checkbox"/> 新たに始まった新教育委員会制度とは ~議員として押さえておきたい教育委員会の現実論~	<input type="checkbox"/> 「チーム学校」の要点と解説 ~最新議論!未来を作る教育のための論点をおさえよう~

お名前	(フリガナ)	貴議会名	(期日)
電話番号	() -	FAX番号	() -
E-mail	@		
領収証宛名	ご本人様名・その他()		
当日不参加の場合はチェックください	<input type="checkbox"/> 当日不参加(資料、USB音声データ、領収証 郵送希望) <small>音声データの無断転載等はしないことに同意して申込みます</small>		

開催
場所

TKP東京駅八重洲
カンファレンスセンター
[4講座同場所] 〒104-8388東京都中央区
京橋1-7-1戸田ビルディング

受講料

1講座 15,000円(税込)
受講料は「受講確認書」到着後に
事前にお振込みをお願いします。
※キャンセルは、7日前までにご連絡ください。

お問合せ・事務局

地方議員研究会

TEL 06-7878-6297

FAX 06-7878-6308

メール mail@chihogiken.jp

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639



東京駅 八重洲中央口より 徒歩5分

赤い「紳士服コナカ」の看板が目印

※当社類似名称を名乗る企業、団体から案内チラシが届くとの相談が寄せられておりますが、当社とは全く関係ございません。
ゲーム、セラピー、アウトドア等が同じ趣向な団体がございますので、お間違いないようによくお調べください。

出張（調査等）報告書兼旅費請求書（精算払用）

支出番号 3

会 派 会 長 様

下記のとおり出張（調査等）したので承認いただくとともに、旅費を請求いたします。

出張（調査等）議員名

・森合 秀行		・	印
・	印	・	印
・	印	・	印
・	印	・	印
・	印	・	印
・	印	・	印

記

期 間	H30 年 5 月 10 日 ～ H30 年 5 月 11 日 (1 泊 2 日)
目 的	地方議員研究会主催研修会参加のため ・教育行政基礎講座（新たに始まった新教育委員会制度とは、「小中一貫教育」の要点と解説）
用 務 先	TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター (東京都中央区京橋 1-7-1 戸田ビルディング)
行 程	別紙、行程表の通り
内容及び成果	別紙、報告書の通り

上記のとおり出張（調査等）を承認します。

会 派 会 長	経 理 責 任 者	受 理 日	H30 年 5 月 21 日
		確 認 日	H30 年 5 月 21 日
		支 出 日	H30 年 5 月 21 日

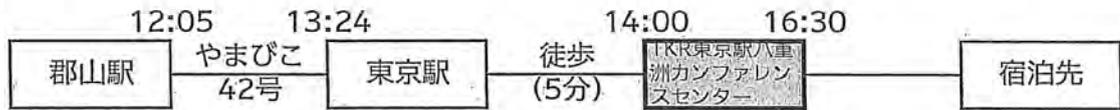
※添付書類：行程表、調査等先説明資料、要請・陳情書（写）、調査等先の名刺、写真、成果報告書他

旅費請求額	42,340 円	左記の旅費を受領しました。 H30 年 5 月 21 日 代表者 森合秀行 
-------	----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

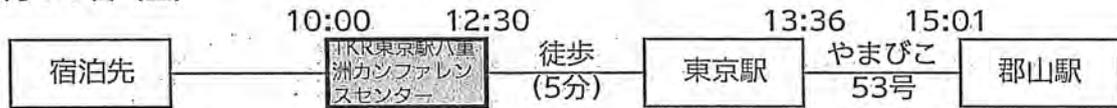
平成30年度 志翔会行政調査行程表

1 行程

□平成30年5月10日(木)



□平成30年5月11日(金)



2 人員 1名

森合 秀行議員

3 内容

【地方議員研究会主催研修会】

教育行政基礎講座

- 5月10日(木) 14:00~16:30
新たに始まった新教育委員会制度とは
- 5月11日(金) 10:00~12:30
「小中一貫教育」の要点と解説

4 連絡先

○地方議員研究会

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639

TEL 06-7878-6297

FAX 06-7878-6308

行政調査旅費計算書

会 派 名 : 志翔会

参加議員 : 森合 秀行

日 程 : 平成30年5月10日(木) - 11日(金)

行 先 : TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター (東京都中央区京橋1-7-1 戸田ビルディング)

5月10日	郡山駅	東京駅							
	(新幹線)								
	226.7								
運賃	4,000								4,000
急行料金	3,680								3,680
グリーン	3,090								3,090
実費									0

5月11日	東京駅	郡山駅							
	(新幹線)								
	226.7								
運賃	4,000								4,000
急行料金	3,680								3,680
グリーン	3,090								3,090
実費									0

運賃									0
急行料金									0
グリーン									0
実費									0

交通費	21,540		21,540	
日当	3,000 ×	2日 =	6,000	
宿泊費	14,800 ×	1泊 =	14,800	
合計			42,340円	× 1人 = <u>42,340円</u>

志翔会研修報告書

「教育行政基礎講座 新たに始まった新教育委員会制度とは～現実論～」

日時：平成30年5月10日（木）14時～16時半

場所：TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター

地方議員研究会主催の「教育行政基礎講座 新たに始まった新教育委員会制度とは～現実論～」というテーマで、講師水野達朗氏によって行われた。水野氏は、現在大阪府大東市教育委員を務め、不登校児の復帰を専門に扱う一般社団法人ペアレントキャンプの代表を務めており、同時に文部科学省の各種審議会の委員を歴任するなど地方教育行政には非常に造詣のある講師ということで、白羽の矢が立てられたようだ。

まず、水野氏の大阪府大東市の教育委員の活動について説明があった。教育委員の役割としては、定例会・臨時会議・総合教育会議等各種会議への参加、そして、その会議の中では、条例等の制定・改定に関する事、議会への議案等の議会提出案件の承認等に関する事、人事管理及び執行に関する事、校舎その他の設備・整備に関する事、学校給食に関する事、教科書の採択に関する事、スポーツに関する事、文化財の保護に関する事、社会教育に関する事といたした事を審議しているとの話があった。また、各種会議の参加以外の業務として、幼稚園及び小中学校で行われる行事への来賓出席、公民館等の地域で開催される教育関係者団体が主催する行事への出席及び祝辞、各種研修及び交流会への参加、小中学校等の教育現場の視察など多岐にわたるとのことだった。次に水野氏が、大東市教育委員として行った教育行政改革の説明があった。教育委員会事務局の意識改革、広報及び周知活動に民間ノウハウを導入、日本初の家庭教育支援モデル（大東モデル）の説明があった。改革が実行できた理由としては、水野氏は文部科学省の各種審議会の委員を務めているため国の動向と教育予算について非常に明るいのが大きいように感じた。

次に教育委員会改革の先行事例として、教育委員の選任過程、独自の教育大綱、総合教育会議の活用についての解説があった。新教育委員会制度では、独自色ある教育大綱の策定について佐賀県武雄市、名古屋市等の説明があり、本市の場合従来の教育大綱をそのまま置き換えている状態であるが、次回の教育大綱の策定では独自色のある教育大綱の制定が望まれるのではないかと感じた。

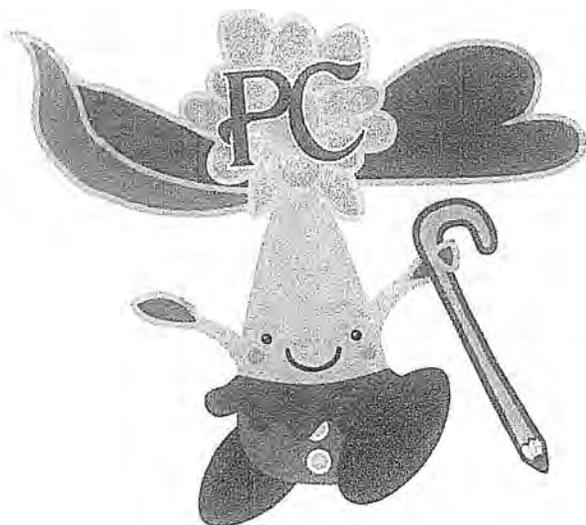
最後に、人口流入を目指した教育行政改革の先進事例を千葉県流山市のシティプロモーションと連動した事例等をあげていた。本市の教育行政は、他の自治体が行っているようなタブレット端末といったICTばかり強調されているが、中身のある教育行政改革の実現に向け議会も積極的に提言していくべきであると感じた研修会であった。

地方議員研究会 主催

(議員として最低限知っておきたい!)

【 教育行政基礎講座 】

新たに始まった新教育委員会制度とは
～議員として押さえておきたい教育委員会の現実論～



講師：水野達朗

(家庭教育支援センターペアレンツキャンプ代表理事)

志翔会研修報告書

「教育行政基礎講座 小中一貫教育の要点と解説」

日時：平成30年5月11日（金）10時～12時半

場所：TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター

地方議員研究会主催の「教育行政基礎講座 小中一貫教育の要点と解説」というテーマで、講師水野達朗氏によって行われた。水野達朗氏は、現在大阪府大東市教育委員を務め、不登校児の復帰を専門に扱う一般社団法人ペアレントキャンプの代表を務めており、同時に文部科学省の各種審議会の委員を歴任するなど地方教育行政には造詣のある講師で、また教育委員として小中一貫教育の先進地も数多く訪れているなど

まず、水野氏が現在行っている不登校対策の一般社団法人ペアレントキャンプの活動内容の説明があった。特に印象に残った話としては、10代の不登校が原因となり、20代からの長期にわたる引きこもりにつながり、それが最近ニュース等で問題になっている30代から50代の年齢の高い層の引きこもり問題になっているので、10代の不登校問題の解決は、大人になってからの社会への参加ということを考えた場合、非常に重要な問題あるということだった。

次に、本題の小中一貫教育の要点と解説の話に移った。今回は、3点にテーマを絞って解説が行われた。1点目は、小中一貫教育の概要ということで小中一貫教育の概要と導入が進められた背景について説明を受けた。特に、重要だと感じたのは、「小中連携」と「小中一貫教育」の違いのきちんと理解することが小中一貫教育の本質を理解するためには必要である点であった。その点を理解した上で、次に小中一貫教育でも「義務教育学校」と「併設型小中学校」の違いを理解するが非常に大切であることを学んだ。次に現在小中一貫教育が推進されている背景としては、特に、教育基本法、学校教育法の改正や教育内容の質的・量的充実への対応はもちろんのこと児童生徒の発達等に関わる早期化、中1ギャップへの対応といった生徒児童本人の成長といった視点での検討も非常に考慮されている点を感じた。

次に2点目として、小中一貫教育の現状の課題と今後の展望について説明を受けた。まとめると次の4点となる。①併設型の小中一貫教育であれば施設等ハード面での対応はそれほど必要なくどのような自治体でも取り組むことができる点②小中一貫教育に関しては地域ごとに多様な取組みが認められる点③小中一貫教育に関する課題も残されており、例えば校務マネジメントやカリキュラム、乗り入れ授業、学校評価、教員免許併有、施設整備等がある点④自治体としてガイドラインを策定し、小中共通の教育目標、9年間を見通した指導内容、小中教職員の協働連帯体制を取り決めるなどといった点が必要な点といったことを学んだ。

最後の3点目として、小中一貫教育の先行事例の紹介があった。印象に残った事例

としては、本市にある西田学園同様施設一体型小中一貫校では、つくば市にある春日学園と守口市にあるさつき学園が非常に印象に残った。

本市でも本年度から県内初の義務教育学校となる西田学園がスタートしたが、どうも施設ハード面での立派さばかりの印象で、カリキュラム等の中身がみえてこない、市議会としても予算ベースで 40 億を超える大規模事業を承認してしまった責任を果たすためにも「仏つくって魂入れず」とならないよう、子ども一人一人が学んで良かったというカリキュラム等ソフト面の充実を図るようきちんと言をすべきと感じた研修であった。

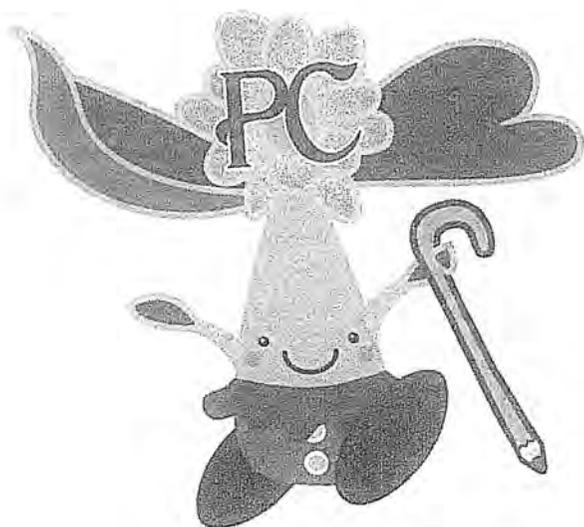
地方議員研究会 主催

(議員として最低限知っておきたい!)

【 教育行政基礎講座 】

「小中一貫教育」の要点と解説

～最新議論！未来を作る教育のための論点をおさえよう～



講師：水野達朗

(家庭教育支援センターペアレンツキャンプ代表理事)

① 「小中一貫教育」運営形態の違い

- ・ **義務教育学校** 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定し、設置することができる。(平成28年4月スタート)
※中高一貫教育における「中等教育学校」と同じような形式
- ・ **併設型小中一貫校** 同一の設置者(市町村)が設置する小学校と中学校においては、義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すことができる。
- ・ **連携型小中一貫校** 設置者(市町村)が異なる小学校と中学校において、一貫性に配慮した教育を行うために、小学校の設置者と中学校の設置者が協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。
※過疎地域を想定

② 小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化

- | | |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 趣旨・
位置付け | <input type="checkbox"/> 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定(学校教育法第1条関係) |
| 設置者・
設置義務 | <input type="checkbox"/> 国公私いずれも設置が可能(学校教育法第2条関係)
<input type="checkbox"/> 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行(学校教育法第38条関係) |
| 目標・
修業年限 | <input type="checkbox"/> 義務教育学校の目的:心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと(学校教育法第49条の2関係)
<input type="checkbox"/> 9年(小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分)(学校教育法第49条の4及び第49条の5関係) |
| 教職員
関係 | <input type="checkbox"/> 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象(義務教育費国庫負担法第2条関係)
<input type="checkbox"/> 小学校と中学校の免許状の併有を原則(当分の間は例外あり)(教育職員免許法第3条及び附則第20項関係) |
| 施設整備 | <input type="checkbox"/> 施設費国庫負担・補助の対象(小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等)(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係) |

③ 制度設計のポイント

- ・ 1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付ける(義務教育学校)
- ・ 独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(併設型小・中学校、連携型小・中学校)
- ・ 既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ・ 既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない